

東金市外三市町清掃組合公告

建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、東金市外三市町清掃組合の発注する建設工事、測量・建設コンサルタントその他の業務委託、物品の購入及び製造の請負等（以下「建設工事等」という。）に関する契約に係る令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

令和4年11月15日

東金市外三市町清掃組合 管理者 鹿間 陸郎



第1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、東金市外三市町清掃組合建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

- 1 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、入札に参加させないこととされている者
- 3 建設業にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者、同法第27条の23第1項に定める経営事項の審査を受けていない者及び同法第27条の29第1項に定める総合評定値の通知を受けていない者
- 4 測量業にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- 5 建築設計業にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- 6 不動産鑑定業にあっては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていない者
- 7 その他法令等による許可等が必要な業務にあっては、当該許可等を有していない者
- 8 資格審査の申請に必要とされる書類を提出できない者
- 9 法人税（個人にあっては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者
- 10 構成市町内に本店又は営業所等を有する者にあっては、全ての市町税を完納していない者

第2 資格審査の基準日

資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、資格審査の申請日とする。

第3 入札参加資格審査申請書及び添付書類

資格審査を受けようとする者は、次の表の申請区分に応じ、入札参加資格審査申請書に、そ

それぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

添付書類	申請区分	建設工事	測量・コンサルタント業務等	委託	物品
入札参加受付票		○	○	○	○
入札参加資格審査申請書		○	○	○	○
希望業種・品種申請書				○	○
営業所一覧表		○	○	○	○
工事経歴書		○			
業務実績書				○	
納入実績書					○
経営規模等総括表			○		
測量等実績調書			○		
技術者経歴書			○	○	
主任（監理）技術者名簿		○			
許可（登録）証明書又は許可（登録）通知書		○	○		
納税証明書		○	○	○	○
登記簿謄本又は身分証明書		○	○	○	○
建設業労働災害防止協会加入証明書		○			
財務諸表			○	○	○
印鑑証明書		○	○	○	○
使用印鑑届		○	○	○	○
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書		○			
委任状		○	○	○	○
許認可調書				○	
許可（認可）等証明書				○	
代理店・特約店等調書					○
代理店・特約店等証明書					○

- 1 建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書、添付書類等の様式は、国の建設工事等に係る統一様式を用いることができる。
- 2 添付書類のうち印鑑証明、使用印鑑届及び委任状は原本とし、これ以外のものについては写しとすることができます。
- 3 工事経歴書、測量等実績調書及び物品等納入実績書は、審査基準日直前の決算2か年の営業年度のものとする。
- 4 委託の申請（測量・建設コンサルタント業務等を除く。）に係る許認可調書は、法令の規定により許可又は認可を要する事業について申請する場合に、当該許可等を受けていることを証明する書類とあわせて提出するものとする。

5 登録証明書は、測量法及び建築士法に基づき登録を受けている者並びに建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）及び補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）により登録を受けている者が提出するものとする。

ただし、当該登録を受けていることを証明することができる他の書面をもって、これに代えることができる。

6 建設業労働災害防止協会加入証明書は、当該組合等に加入している者のみ提出するものとする。

7 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しは、審査基準日より1年7か月以内に審査を受けたものの写しとする。

8 財務諸表は、測量・建設コンサルタント業務等で申請する場合は、審査基準日直前2か年の営業年度の決算のものとし、委託・物品の申請については、審査基準日直前1か年の営業年度の決算のものとする。

9 納税証明書は、次の区分によるものとする。

(1) 構成市町内に営業所を有する者は、法人(個人の場合は所得)税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書と全ての市町税の滞納のない証明証

(2) 構成市町内に営業所を有しない者は、法人(個人の場合は所得)税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

10 登記簿謄本は、法人又は支配人登記をしている個人の場合に必要であり、それ以外の個人にあっては身分証明書とする。

11 印鑑証明書は、法人にあっては代表者のものとする。

12 使用印鑑届は、登録していない印鑑（法人にあっては、登記していない印鑑）を組合との契約等において専ら使用することを希望する者のみ提出するものとする。

13 委任状は、代理人に期間を定めて入札等の権限を委任する場合のみ提出するものとする。

14 各証明書又は証明書の写しは、申請日以前3か月以内に発行されたもの又は発行されたものの写しとする。

第4 資格審査の申請の時期

1 資格審査の申請は、令和5年1月11日から2月3日までの期間内において行わなければならない。

2 1に定めた期間内に資格審査の申請を行わなかった者は、令和5年12月から令和6年3月までのあらかじめ管理者が指定する期間に申請することができる。

3 管理者が建設工事等の施行上、特に必要があると認めた者は、1及び2の規定にかかわらず、資格審査の申請をすることができる。

第5 資格審査

1 資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づいて、入札参加者としての適格性について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。

(1) 金銭的信用

(2) 契約履行に関する誠実性

2 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする者の資格審査については、1のほか施工能力について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。

(1) 客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）

(2) 主観的事項（建設工事等入札参加資格審査基準において定める項目）

3 管理者は、1及び2の定めにより審査した結果に基づき、建設業者に関して工事の種類ごとに別に定めるところにより適正な業者指名を行うものとする。

第6 資格者名簿への登載

管理者は、第5に定める資格審査の結果に基づき、次の表の区分に従い、同表左欄に掲げる者を当該中欄に定める日をもって資格者名簿に登載するものとし、その有効期間はそれぞれの登載の日から当該右欄に掲げる期間とする。

申請区分	資格者名簿に登載する日	有効期間
第4の1の定めによる申請	令和5年4月1日	2年間
第4の2の定めによる申請	令和6年4月1日	1年間
第4の3の定めによる申請	管理者が指定する日	管理者が指定する期間

第7 資格審査の結果の公表

資格者名簿は、第6に定める有効期間の間、次の事項について組合ホームページにて公表するものとする。

(1)入札参加資格者の商号又は名称、所在地又は住所及び代表者氏名等

(2)登録業種

第8 事業協同組合等の特例

1 事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合をいう。）に係る資格審査の申請は、第3に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 役員名簿

(2) 組合員名簿

(3) 中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている事業協同組合等（以下「適格組合」）にあっては、これを証明する書類

2 建設業者に係る事業協同組合（適格組合に限る。）が、1に掲げる書類のほか、組合員のうち任意に選択した10以内の組合員（以下「審査対象者」という。）に係る次に掲げる書類を提出した場合にあっては、当該組合の施工能力に関する審査は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、職員数及び技術職員数については当該組合に係る数値及び審査対象者に係る数値の合計値より、その他の項目については当該組合に係る数値及び審査対象者に係る数値の平均値により行うものとする。

(1) 希望工事種別に対応した審査対象者を記載した書面

(2) 審査対象者の建設業許可通知書又は許可書の写し

(3) 審査対象者が受けた建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査の結果

及び同法第27条の29第1項に定める総合評定値の通知書の写し

第9 共同企業体の特例

特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体（特定建設工事共同企業体）の資格審査及び申請方法等については、管理者が別に定めるものとする。

第10 変更等の届出

資格者名簿に登載された者（以下「入札参加資格者」という。）は、入札に参加できる資格に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は次の表に掲げる事項について変更を生じたときは、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更届に、その事実を証する書類を添付して提出しなければならない。

変更事項	添付書類一覧
許可（登録）番号等	・許可（登録）証明書又は許可（登録）通知書（写し可）
・商号又は名称 ・主たる営業所の名称又は所在地 ・代表者	・登記簿謄本（写し可） ・年間委任状2部（年間委任がある場合）
実印（法人にあっては代表者の印 個人にあっては本人の印）	・印鑑証明書（原本） ・使用印鑑届（原本） ・年間委任状2部（年間委任がある場合）
使用印鑑	・使用印鑑届（原本） ・年間委任状2部（年間委任がある場合）
主任（監理）技術者	・主任（監理）技術者の資格を証明する書類（写し可）
指名通知等を受ける者	・年間委任状2部
指名通知を受ける営業所の名称又は所在地	・登記事項であるものは登記簿謄本（写し可） ・年間委任状2部（年間委任がある場合）
主たる営業所及び指名を受ける営業所の電話番号	・なし
経営事項審査の更新	経営事項審査結果通知書（写し）

第11 入札参加資格の承継

1 入札参加資格者から、入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で、入札に参加しようとする者（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 当該営業の一切を承継したことを証する書類
- (2) 承継人の当該営業に係る許可（登録）証明書

2 1の定めによる申請があったときは、当該申請の内容について審査し、適當と認められるときは、資格者名簿に登載するものとする。

第12 入札参加資格の取消し

1 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、その者の資格を取り消すものとする。

- (1) 第1の各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に、故意に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 入札参加資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
- (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

2 第10の定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないときは、管理者はその者の資格を取り消すことができるものとする。

3 1及び2の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、管理者はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

第13 入札参加資格の停止

1 入札参加資格者が、次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間、その者の資格を停止するものとする。

- (1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てが行われた場合同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てが行われた場合同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

2 1の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、管理者はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第14 申請情報の取扱

1 申請者に関する情報については、東金市外三市町清掃組合暴力団排除条例（平成29年条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は第7条第1項に規定する暴力団密接関係者を組合の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対し必要な書類の提出を求めることがある。

2 千葉県警察本部からの情報提供により、入札参加資格者が東金市外三市町清掃組合契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当すると認めるときは、排除措置を講ずる。

第15 この公告に関する問い合わせ先

東金市外三市町清掃組合 総務課 総務係 電話 0475-55-9131

附 則

この公告は、令和4年11月15日から施行する。